



てんかんと離婚

1. はじめに

てんかんの治療成績は著しく向上してきており、現在では、てんかんは結婚に際してそれ程障害にならない疾患であると考えられています。しかし、てんかんの患者さんが結婚生活を営むにあたっては、社会の偏見や患者さん自身の不安などの様々な問題に直面することが考えられます。残念ながら、結婚後に不幸にして離婚に至ってしまう場合も少なくありません。てんかんの患者さんの結婚の問題については、これまでもいくつかの報告がありますが、離婚の問題に絞って検討されたものはほとんどみられません。今回私たちは、とくにてんかんをもつ患者さんの離婚の状況について調査し、てんかんであることが結婚生活の維持に与える影響について検討してみました。そして、離婚という不幸な結果を回避するために、どのようにしたらよいかについても考察してみました。

2. 離婚経験者の特徴について

私たちは、昨年、てんかん患者の結婚および離婚状況の調査を行いました。調査の対象は、平成4年12月末の時点で弘前大学医学部附属病院神経精神科外来に通院中で、かつ初診時から10年以上経過していた年齢18歳以上のてんかん患者です。なお、学校に通っている人は対象からは除外しました。私たちは、先月号で結婚状況についての調査の結果を示しましたが、本号ではとくに離婚状況についてまとめました。

今回の調査の対象は計226人であり、男性が119人、女性が107人でした。そのうち未婚者は男性56人、女性32人でしたので、結婚経験のある者は男性が63人、女性が75人ということになります。これらの結婚経験のあるてんかんの患者さんのうち、1度以上の離婚の経験のある人は、男性が9人、女性が19人であ

り、計28人でした。なお、そのうち男性の3人、女性の2人は、離婚後に再婚し、現在も結婚生活を営んでいます。また、28人の離婚経験者のうち、4人は2回の離婚を経験しているため、離婚の回数は計32回ということになります。

離婚経験者の性別については、今回の調査では、女性の方が男性よりも離婚を経験した人が多いという結果が得られました。しかし、我が国におけるてんかん患者の離婚についての報告は少なく、また離婚率に男女差はないとする報告もあり、一定の見解は得られていません。

また、てんかん分類別に離婚経験者の数を調べたところ、その内訳は、原発全般てんかんが7人、側頭葉てんかんが13人、側頭葉てんかん以外の部分てんかんが8人という結果でした。側頭葉てんかんの患者さんに離婚を経験したものの割合がやや高い傾向が認められました。てんかんに伴う合併障害については、28人中てんかん性性格変化を有する人が7人、精神病症状の既往を有する人が1人という結果であり、身体的合併障害を有する人は認められませんでした。

次に、離婚時のてんかんの発作頻度について述べます。28人の32回の離婚のうち、1回の離婚はてんかん発症前のものでしたので、それを除いた計31回の離婚について検討しました。その結果、31回の離婚回数のうち離婚時にてんかん発作が抑制されていたものは10回でした。一方、離婚時に発作が抑制されていなかったものは21回でしたが、結婚時と離婚時の発作頻度に大きな変化のあるものはありませんでした。

更に、離婚経験者が結婚の前に自分がてんかんであるということを配偶者に知らせていたか否かについて検討を試みました。しかし、病気の告知については今回の調査では調べられない例がありましたので、ここでは、平成元年に行った質問紙による調査

の結果を示したいと思います。それによると、離婚経験者（結婚後に発病した者を除く）が離婚に至った28回の結婚について、結婚前に自分がてんかんであるということを配偶者に告知していた場合はわずか6回に過ぎませんでした。また、てんかん以外の他の病気として伝えていた場合が4回ありました。残りの18回のケースにおいては、配偶者に対して病気の告知は行われていませんでした。一方、調査時点において結婚を維持していた者では、結婚前に相手にてんかんであることを告知していたものが、全体の過半数を占めているという結果でした。すなわち、離婚経験者では、結婚を維持している者に比較し、結婚前に自分の病気を配偶者に告知していなかったものの割合が高いという結果が認められました。

3. 離婚の原因について

結婚生活が破綻をきたす理由は人により様々であり、離婚の原因を一つに特定するのは一般に困難です。今回の調査でも、離婚の原因が自分の方であったとする人（経済的な問題など）、配偶者側であったとする人（配偶者の浮気や飲酒の問題など）、性格の不一致など漠然とした理由を離婚の原因として挙げる人など様々なケースがみられましたが、てんかんが離婚の直接の原因となったと考えられる場合も6人において認められました。そのうちの一人の女性患者は、てんかんであることを相手に知らせず、23歳の時見合い結婚しましたが、結婚後に発作を起こしたところを目撃されてしまい、それがもとで25歳で離婚となってしまいました。また、別の女性の患者は、27歳の時、やはりてんかんであることを隠して見合い結婚しましたが、結婚後もなく抗てんかん薬の服薬で病気が知られ、正常な子どもができないからと言われて一方的に離婚されてしまいました。

このように、離婚の直接の原因がてんかんであるとした6人（6回）の離婚について検討してみると、結婚前に配偶者に自分がてんかんであることを伝えていなかった場合が5回と多くを占めていました。また、結婚前に自分がてんかんであると伝えつつもりていたのに相手がそれをよく理解しておらず、それが離婚につながったケースが残りの1回でした。すなわち、今回の調査で離婚の原因がてんかんと直接関連があると考えられた6人は、いずれも、てんかんという病気をもっていることを相手にきちんと理解してもらったうえで結婚したのではなかったと

いう結果でした。なお、以上の6人は1人を除いて見合いにより結婚していました。

4. おわりに

今回のてんかん患者の離婚状況の調査において、最も注目された点は、離婚経験者、とくにてんかんが直接の原因となって離婚に至った人の多くが、結婚時に配偶者に自分がてんかんであることを告知していなかったという点です。実際、病気のことを全く知らずに結婚し、結婚後に発作を目撃されたり、服薬によって病気のことを知られ離婚に至ってしまったケースが少なくありませんでした。先月号で述べたように、てんかん患者にとって、てんかんの発作自体は結婚に対して著しい阻害要因とはならないと考えられます。私たちは、てんかんをもつ人が結婚する際には、相手に自分の病気をきちんと伝え、治療の必要性について理解してもらうべきであると考えます。

てんかんの治療には、長期にわたる通院と服薬が必要であり、配偶者に病気を隠したままでは長期の治療の継続が困難となるでしょう。また、病気を隠して結婚した場合、発作を目撃されたらどうしようかと心配しながら生活していくことになってしまい、それが患者にとって大きな精神的負担となることが考えられます。逆に、相手にきちんと病気を知らせ、配偶者あるいはその家族に十分理解されて結婚した場合には、結婚後の治療について十分な協力が得られるものと思われます。もちろん、そのためには、何より患者さん自身が自分の病気についてよく理解していなければなりません。てんかんという病気について、不安に思うこと、心配なことなど、遠慮することなく医師に尋ねてみるべきであると考えます。また、結婚を考えている相手に対して自分の病気をうまく説明する自信がない場合には、二人で一緒に病院に行き、医師から不安に思うことについて十分な説明を受けることがよいと思います。てんかんという病気に対する偏見を除き、この病気に対する正しい認識をもつことが、結婚生活を維持していく上で、最も大切なことであると考えます。